

# 北海道幼児教育振興基本方針

北海道・北海道教育委員会

## 北海道幼児教育振興基本方針の策定に当たって

近年、幼児期における教育が、その後の学力や運動能力、さらには大人になってからの生活に与える影響について研究が進められるなど、幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要との認識がますます高まっています。

平成29年3月には、国において、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、特別支援学校幼稚部教育要領が見直され、保育所保育における幼児教育の積極的な位置付けがなされるとともに、各要領等に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や「幼児教育と小学校との接続の一層の強化」などが盛り込まれるなど、3歳以上の子どもについての幼児教育の共通化が図られました。

こうした動きを踏まえ、道及び道教委では、学識経験者、幼児教育関係団体、市町村等を構成員とする「北海道幼児教育研究協議会」を設置し、オール北海道で幼児教育の振興に取り組むため、この「北海道幼児教育振興基本方針」の策定に向け、議論を重ねてまいりました。

本方針では、全ての子どもたちの調和のとれた発達を促し、小学校以降の生活や学習の基盤を培うことを目指して、小学校等との連携強化や、幼児教育を担う人材の養成・確保、家庭や地域といった多様な場における幼児教育の充実など基本的な方向を示しています。

子どもたちの育ちを支援する取組は、幼児教育施設はもとより、家庭、地域、行政も含めた全ての幼児教育関係者が相互に協力しながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

本方針を踏まえ、関係の皆様の御協力のもと、教育・保育の充実に向けた取組が積極的に進められ、本道の将来を担う全ての子どもたちに、質の高い幼児教育を提供し、健やかな成長へと導いていけることを期待しています。

平成30年11月

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道幼児教育振興基本方針の策定に当たって

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、教育基本法により、その振興に努めなければならない旨、規定されています。北海道教育委員会においては、平成22年に「幼児教育すこやかプラン」を作成し、また、平成25年度からは「北海道教育推進計画」に基づき、幼稚園教育の充実に取り組んできたところです。

こうした中、平成29年3月に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、特別支援学校幼稚部教育要領が改訂（定）され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や「幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化」などが、保育所・認定こども園も含めた全ての幼児教育施設に共通して示されたほか、新しい小学校学習指導要領においても、幼児教育と小学校教育間の円滑な接続の重要性が総則に盛り込まれたところです。

このような背景から、道及び道教委では、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部等の幼児教育施設はもとより、小学校、市町村、家庭及び地域が、幼児教育の重要性について一層理解を深め、質の高い教育が提供されるよう本方針を策定し、研修機会の確保や助言制度、幼保小の連携・接続の意義など、多様な場における幼児教育の充実のための基本的な方向を示したところです。

本方針を、幼児教育に携わる全ての方々が広く共有し、相互に協力しながらそれぞれの役割を果たすことで、「質の高い教育」が実現します。オール北海道での幼児教育の振興に、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

方針の策定に当たりましては、学識経験者、幼児教育関係団体、市町村関係団体等「北海道幼児教育研究協議会」の委員をはじめ道民の皆様から、貴重な御意見、御提言をいただきましたことに、心から御礼を申し上げます。

平成30年11月

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

1

1	方針策定の趣旨	3
2	方針の性格	
(1)	方針の位置付け	4
(2)	方針の計画期間	4
(3)	その他施策の推進に当たっての留意事項	4
3	幼児教育をめぐる動向	
(1)	幼児教育の意義	5
(2)	国内の幼児教育をめぐる動向	5
(3)	要領・指針等及び小学校学習指導要領等の改訂（定）	6
4	本道の幼児教育の現状と課題	
(1)	本道の幼児教育に関する基本データ	9
(2)	本道の現状と課題	17
5	本道の幼児教育振興の方向性	
(1)	本道の幼児教育振興の方向性	19
(2)	目標指標	20
6	推進体制	
(1)	主な教育主体の役割	21
7	施策体系	22

## 方向性1 幼児教育施設等における組織としての取組の充実

施策項目 1	質の高い幼児教育の提供	24
2	特別な教育的支援を必要とする幼児の教育	26
3	幼児教育施設と小学校等との連携・接続の推進	28
4	幼児理解に基づいた評価の実施	30
5	学校評価等とPDCAサイクル	32
6	乳児保育、3歳未満児の保育	34

## 方向性2 保育者の資質・能力の向上

施策項目 7	人材の養成・確保	36
8	研修の充実	38
9	助言体制の充実	40

## 方向性3 家庭や地域における教育・保育の充実

施策項目 10	家庭の教育力の向上	42
11	子育て支援の充実	44

## 幼児教育の振興を支える体制づくり

施策項目 12	研修、助言及び情報提供等の体制整備	46
---------	-------------------	----

・用語解説	50
・北海道幼児教育振興基本方針策定経過	54
・北海道幼児教育研究協議会委員	55